

○名寄地区衛生施設事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

[平成25年12月5日]
[条例第5号]

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務機器、情報処理機器、車両等の賃貸借に関する契約
- (2) ソフトウェア等の使用許諾契約
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理その他役務の提供に関する契約

(契約期間の限度)

第3条 長期継続契約できる契約の期間は、5年以内とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(その他の事項)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則 (平成25年12月5日 条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

